

○内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道寿都郡寿都町
- 二 構造改革特別区域の名称 寿都町外国人技能実習生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道寿都郡寿都町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六（五

一三三）

○内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県黒川郡大和町
- 二 構造改革特別区域の名称 大和町臨時保育士の任用期間延長による保育事業充実特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県黒川郡大和町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 豊田市
- 二 構造改革特別区域の名称 豊田市フルーツ酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 豊田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳴門市
- 二 構造改革特別区域の名称 鳴門うずしお果実酒・リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳴門市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 徳島県那賀郡那賀町
- 二 構造改革特別区域の名称 那賀町木頭地区保育園給食外部搬入特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 徳島県那賀郡那賀町の区域の一部（木頭地区及び平谷地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 さぬき市
- 二 構造改革特別区域の名称 結願の里多和どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 さぬき市の区域の一部（多和地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 宮崎四十五フィートコンテナ物流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮崎県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 四十五フィートコンテナの輸送円滑化事業（一二二四）

○内閣府告示第四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県東臼杵郡門川町
- 二 構造改革特別区域の名称 門川どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮崎県東臼杵郡門川町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））